

平成23年度 第11回 富合町合併特例区協議会



と き 平成24年2月10日(金)
午前9時30分～
ところ アスパル富合 研修室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第 1 号

富合町合併特例区規約の一部変更について

富合町合併特例区規約の一部を変更する規約について、別紙のとおり提案する。

平成24年2月10日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区規約の一部を変更する規約

富合町合併特例区規約の一部を次のように変更する。

第5条中「合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3」を「熊本市南区富合町清藤405番地3」に改める。

別表中

「

所在地（合併前）
富合町大字清藤405番地1
富合町大字木原2748番地
富合町大字平原67番地1
富合町大字木原2319番地
富合町大字上杉字上川原358番1地先から 富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

」

を

「

所在地
熊本市南区富合町清藤405番地1
熊本市南区富合町木原2748番地
熊本市南区富合町平原67番地1
熊本市南区富合町木原2319番地
熊本市南区富合町上杉字上川原358番1地先 から熊本市南区富合町小岩瀬字居屋敷926番 地先まで

」

に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域という。」に合併特例区を設ける。 （名称）</p> <p>第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。 （設置期間）</p> <p>第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。 （合併特例区の処理する事務）</p> <p>第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。</p> <p>(2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。</p> <p>(3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。</p> <p>(4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。</p> <p>(5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。 （事務所の位置）</p> <p>第5条 合併特例区の事務所は、熊本市南区富合町清藤405番地3に置く。 （区長の任期）</p> <p>第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。 （区長の権限）</p> <p>第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p> <p>2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。 （合併特例区協議会の構成員の選任等）</p> <p>第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。</p> <p>2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。</p> <p>4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。 （合併特例区協議会の会長及び副会長の選任</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域という。」に合併特例区を設ける。 （名称）</p> <p>第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。 （設置期間）</p> <p>第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。 （合併特例区の処理する事務）</p> <p>第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。</p> <p>(2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。</p> <p>(3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。</p> <p>(4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。</p> <p>(5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。 （事務所の位置）</p> <p>第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。 （区長の任期）</p> <p>第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。 （区長の権限）</p> <p>第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p> <p>2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。 （合併特例区協議会の構成員の選任等）</p> <p>第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。</p> <p>2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。</p> <p>4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。 （合併特例区協議会の会長及び副会長の選任</p>

等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。

3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。

3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。

7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表(第4条関係)

名称	所在地
富合町健康づくり総合センター	熊本市南区富合町清藤405番地1
富合町雁回公園	熊本市南区富合町木原2748番地
富合町屋外運動場	熊本市南区富合町平原67番地1
富合町老人憩の家	熊本市南区富合町木原2319番地
緑川総合運動公園	熊本市南区富合町上杉字上川原358番1地先から熊本市南区富合町小岩瀬字居屋敷926番地先まで

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。

3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。

3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。

7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表(第4条関係)

名称	所在地(合併前)
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

協議第 2 号

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号）の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成24年2月10日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「634,800円」を「631,800円」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成20年規則第1号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 区長の月額報酬は、<u>631,800円</u>とする。</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 【略】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 区長の月額報酬は、<u>634,800円</u>とする。</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 【略】</p>

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

協議第 3 号

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則（平成20年規則第2号）の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

平成24年2月10日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部を改正する規則

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則（平成20年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「187,000円」を「186,100円」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則（平成20年規則第2号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 構成員の報酬は、月額<u>186,100円</u>とする。</p> <p>(支払方法)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 【略】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 構成員の報酬は、月額<u>187,000円</u>とする。</p> <p>(支払方法)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>第4条 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条</p>

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成 2 3 年度

富合町合併特例区一般会計
補正予算書（案）

富合町合併特例区

協議第4号

平成23年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第2号）

平成23年度富合町合併特例区一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,451千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,907千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月10日提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	合計
1 合併特例区交付金		75,331	△ 9,010	66,321
	1 合併特例区交付金	75,331	△ 9,010	66,321
2 使用料及び手数料		3,500	780	4,280
	1 使用料	3,500	780	4,280
3 財産収入		82	0	82
	1 財産運用収入	82	0	82
4 繰越金		0	3,839	3,839
	1 繰越金	0	3,839	3,839
5 諸収入		445	△ 60	385
	1 預金利子	1	6	7
	2 雑入	444	△ 66	378
歳入合計		79,358	△ 4,451	74,907

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	合計
1 総務費		33,759	△ 2,146	31,613
	1 総務管理費	33,759	△ 2,146	31,613
2 民生費		10,693	0	10,693
	1 社会福祉費	10,693	0	10,693
3 衛生費		5,328	△ 561	4,767
	1 保健衛生費	5,328	△ 561	4,767
4 農林水産業費		300	0	300
	1 水田農業推進対策費	300	0	300
5 商工費		2,496	0	2,496
	1 商工費	2,496	0	2,496
6 土木費		5,484	△ 36	5,448
	1 都市計画費	5,484	△ 36	5,448
7 教育費		21,298	△ 1,708	19,590
	1 社会教育費	1,574	△ 201	1,373
	2 保健体育費	19,724	△ 1,507	18,217
歳出合計		79,358	△ 4,451	74,907

歲入歲出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 合併特例区交付金	75,331	△ 9,010	66,321
2 使用料及び手数料	3,500	780	4,280
3 財産収入	82	0	82
4 繰越金	0	3,839	3,839
5 諸収入	445	△ 60	385
歳入合計	79,358	△ 4,451	74,907

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	その他	
1 総務費	33,759	△ 2,146	31,613	0	0	△ 2,146
2 民生費	10,693	0	10,693	0	0	0
3 衛生費	5,328	△ 561	4,767	0	0	△ 561
4 農林水産業費	300	0	300	0	0	0
5 商工費	2,496	0	2,496	0	0	0
6 土木費	5,484	△ 36	5,448	0	322	△ 358
7 教育費	21,298	△ 1,708	19,590	0	392	△ 2,100
歳出合計	79,358	△ 4,451	74,907	0	714	△ 5,165

2. 歳入

(款) 1 合併特例区交付金

(項) 1 合併特例区交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 合併特例区交付金	75,331	△ 9,010	66,321	1 合併特例区交付金	△ 9,010	富合町合併特例区交付金 △ 9,010
計	75,331	△ 9,010	66,321			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	3,500	780	4,280	1 使用料	780	雁回館使用料 383 屋外運動場使用料 75 雁回公園使用料 322
計	3,500	780	4,280			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	0	3,839	3,839	1 繰越金	3,839	一般繰越金 3,839
計	0	3,839	3,839			

(款) 5 諸収入

(項) 1 預金利子

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	1	6	7	1 預金利子	6	預金利子 6
計	1	6	7			

(款) 5 諸収入

(項) 2 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	444	△ 66	378	1 雑入	△ 66	高齢者学級受講料 △ 66
計	444	△ 66	378			

3. 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
1 一般管理費	33,759	△ 2,146	31,613	0	0	△ 2,146	1 報酬	△ 2,146	合併特例区協議会構成員報酬 △ 2,146
							11 需用費	△ 20	燃料費 △ 15 印刷製本費 △ 12 消耗品費 7
							12 役務費	20	マイクロバス自動車損害保険料 20
計	33,759	△ 2,146	31,613	0	0	△ 2,146			

(款) 3 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
2 健康の里推進費	5,328	△ 561	4,767	0	0	△ 561	8 報償費	△ 138	講師等謝礼 △ 183 各種大会記念品代 45
							11 需用費	242	印刷製本費 △ 33 消耗品費 31 食糧費 244
							12 役務費	△ 221	健康の里フェスティバル時配布用弁当作成手数料 △ 221
							13 委託料	△ 444	総合健診 △ 232 腹部超音波検診 △ 212
計	5,328	△ 561	4,767	0	0	△ 561			

(款) 6 土木費

(項) 1 都市計画費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 公園管理費	5,484	△ 36	5,448	0	322	△ 358	11 需用費	△ 8	印刷製本費	△ 8
							12 役務費	117	し尿汲取手数料	117
							13 委託料	△ 149	雁回公園清掃委託 樹木剪定業務委託	△ 1 △ 148
							14 使用料及び賃借料	△ 4	ポップ配線共架料 ケーブル添架料	△ 2 △ 2
							23 償還金利子及び割引料	8	使用料還付金	8
計	5,484	△ 36	5,448	0	322	△ 358				

(款) 7 教育費

(項) 1 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
2 公民館費	1,304	△ 201	1,103	0	△ 66	△ 135	8 報償費	6	高齢者学級等講師謝礼金	6
							11 需用費	△ 6	印刷製本費	△ 6
							14 使用料及び賃借料	△ 201	高齢者学級用自動車借上料	△ 201
計	1,304	△ 201	1,103	0	△ 66	△ 135				

(款) 7 教育費

(項) 2 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
2 保健体育施設費	18,236	△ 1,507	16,729	0	458	△ 1,965	11 需用費	304	光熱水費 304
							13 委託料	△ 1,500	屋外運動場管理人委託 △ 1 雁回館夜間照明施設等管理委託 △ 48 雁回館清掃管理委託 5 雁回館定期清掃委託 △ 190 雁回館消防設備等保守点検委託 △ 99 雁回館夜間警備委託 △ 180 雁回館空調機器保守点検整備委託 △ 28 雁回館吊物機構設備保守点検委託 △ 147 電気工作物保安業務管理委託 △ 12 ステージ吊物ワイヤー取替設計業務委託 △ 400 非常用照明及び誘導灯取替設計業務委託 △ 400
							15 工事請負費	△ 311	ステージ吊物ワイヤー取替工事 299 非常用照明及び誘導灯取替工事 △ 610
計	18,236	△ 1,507	16,729	0	458	△ 1,965			

平成 2 4 年度

富合町合併特例区一般会計予算書（案）

富合町合併特例区

協議第 5 号

平成 2 4 年度富合町合併特例区一般会計予算

平成 2 4 年度富合町合併特例区一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 2, 9 8 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 4 年 2 月 1 0 日提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 合併特例区交付金		68,449
	1 合併特例区交付金	68,449
2 使用料及び手数料		4,000
	1 使 用 料	4,000
3 財 産 収 入		82
	1 財産運用収入	82
5 諸 収 入		451
	1 預金利子	7
	2 雑 入	444
歳 入 合 計		72,982

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		31,545
	1 総務管理費	31,545
2 民生費		10,458
	1 社会福祉費	10,458
3 衛生費		5,475
	1 保健衛生費	5,475
4 農林水産業費		300
	1 農業費	300
5 商工費		2,496
	1 商工費	2,496
6 土木費		5,582
	1 都市計画費	5,582
7 教育費		17,126
	1 社会教育費	1,622
	2 保健体育費	15,504
歳 出 合 計		72,982

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 合併特例区交付金	68,449	75,331	△ 6,882
2 使用料及び手数料	4,000	3,500	500
3 財産収入	82	82	0
5 諸収入	451	445	6
歳入合計	72,982	79,358	△ 6,376

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	そ の 他	
1 総務費	31,545	33,759	△ 2,214	0	0	31,545
2 民生費	10,458	10,693	△ 235	0	3	10,455
3 衛生費	5,475	5,328	147	0	0	5,475
4 農林水産業費	300	300	0	0	0	300
5 商工費	2,496	2,496	0	0	0	2,496
6 土木費	5,582	5,484	98	0	648	4,934
7 教育費	17,126	21,298	△ 4,172	0	3,875	13,251
歳出合計	72,982	79,358	△ 6,376	0	4,526	68,456

2. 歳入

(款) 1 合併特例区交付金

(項) 1 合併特例区交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 合併特例区交付金	68,449	75,331	△ 6,882	1 合併特例区交付金	68,449	富合町合併特例区交付金 68,449
計	68,449	75,331	△ 6,882			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	4,000	3,500	500	1 使用料	4,000	雁回館使用料 3,200 屋外運動場使用料 250 雁回公園使用料 550
計	4,000	3,500	500			

(款) 3 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	82	82	0	1 土地貸付収入	74	屋外運動場貸付収入 3 雁回公園貸付収入 68 老人憩の家貸付収入 3
				2 建物貸付収入	8	雁回館貸付収入 8
計	82	82	0			

(款) 5 諸収入

(項) 1 預金利子

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	7	1	6	1 預金利子	7	預金利子 7
計	7	1	6			

(款) 5 諸収入

(項) 2 雑入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	444	444	0	1 雑入	444	高齢者学級受講料 300 自動販売機電気料 144
計	444	444	0			

3. 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	その他				
1 一般管理費	31,545	33,759	△ 2,214	0	0	31,545	1 報酬	17,866	合併特例区協議会構成員報酬 17,866
							2 給料	7,582	合併特例区長給料 7,582
							3 職員手当等	2,237	期末手当 2,237 扶養手当 0
							4 共済費	2,172	健康保険費 共済費 2,172
							11 需用費	1,234	消耗品費 30 燃料費 152 印刷製本費 762 修繕費 290
							12 役務費	146	マイクロバス自動車損害保険料 146
							13 委託料	278	ホームページ維持管理委託 278
							27 公課費	30	公用車重量税 30
2 新幹線対策費	0	0	0	0	0	0			
計	31,545	33,759	△ 2,214	0	0	31,545			

(款) 2 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 老人福祉費	10,458	10,693	-235	0	3	10,455	13 委託料	10,458	老人憩の家指定管理委託	10,458
計	10,458	10,693	-235	0	3	10,455				

(款) 3 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
2 健康の里推進費	5,475	5,328	147	0	0	5,475	8 報償費	304	講師等謝礼	234
									各種大会記念品代	70
							11 需用費	417	印刷製本費	60
									消耗品費	103
								食糧費（健康の里フェスティバル時配布用弁当代）	254	
13 委託料	4,718	3,600	1,118	0	0	4,718			総合健診	3,600
									腹部超音波検診	908
									体成分分析・脳活性化測定・骨密度測定委託	210
14 使用料及び賃借料	36	18	18	0	0	36			無料マッサージコーナーの布団リース代	18
									マッサージ協会送迎用タクシー代	18
計	5,475	5,328	147	0	0	5,475				

(款) 4 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 水田農業推進対策費	300	300	0	0	0	300	19 負担金補助及び交付金	300	産業祭負担金	300
計	300	300	0	0	0	300				

(款) 5 商工費

(項) 1 商工費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 商工振興費	2,496	2,496	0	0	0	2,496	19 負担金補助 及び交付金	2,496	ふるさと祭事業補助金	2,496
計	2,496	2,496	0	0	0	2,496				

(款) 6 土木費

(項) 1 都市計画費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 公園管理費	5,582	5,484	98	0	648	4,934	11 需用費	755	消耗品費	180
									印刷製本費	25
									光熱水費	300
									燃料費	50
									修繕費	200
							12 役務費	338	し尿汲取手数料	300
									水道タンク清掃手数料	25
									水質検査手数料	13
							13 委託料	4,451	雁回公園清掃委託	1,260
									雁回公園管理人委託	2,775
									遊具施設保守点検委託	16
									植木等手入委託	400
							14 使用料及び 賃借料	8	ポンプ配線共架料	4
									ケーブル添架料	4
							16 原材料費	30	山砂等	30
計	5,582	5,484	98	0	648	4,934				

(款) 7 教育費

(項) 1 社会教育費

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
1 社会教育総務費	270	270	0	0	0	270	19 負担金補助 及び交付金	270	文化協会補助金 270
2 公民館費	1,352	1,304	48	0	300	1,052	8 報償費	666	高齢者学級講師等謝礼金 666
							11 需用費	266	消耗品費 115
									食糧費 37
							14 使用料及び 賃借料	420	印刷製本費 114
計	1,622	1,574	48	0	300	1,322			高齢者学級用自動車借上料等 420

(款) 7 教育費

(項) 2 保健体育費

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
1 保健体育総務費	1,488	1,488	0	0	0	1,488	11 需用費	138	消耗品費 38
							14 使用料及び 賃借料	0	印刷製本費 50
									修繕費 50
19 負担金補助 及び交付金	1,350	0	0	0	0	1,350	富合町体育協会活動補助金 1,350		

(款) 7 教育費

(項) 2 保健体育費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明						
				特定財源		一般財源	区分	金額							
				国県支出金	その他										
2 保健体育施設費	14,016	18,236	△ 4,220	0	3,575	10,441	11 需用費	5,827	消耗品費 177 光熱水費 5,430 修繕費 220						
							12 役務費	90	通信費 90						
							13 委託料	7,339	屋外運動場管理人委託 2,775 雁回館夜間照明施設等管理委託 1,659 雁回館清掃管理委託 1,548 雁回館定期清掃委託 450 雁回館消防設備等保守点検委託 193 雁回館夜間警備委託 300 雁回館空調機器保守点検整備委託 133 雁回館吊物機構設備保守点検委託 147 電気工作物保安業務管理委託 134						
							14 使用料及び賃借料	485	テレビ受信料 15 便器防臭洗浄器具賃借料 76 駐車場賃借料 394						
							15 工事請負費	0							
							16 原材料費	25	山砂等 25						
							22 補償、補填及び賠償金	250	夜間照明農作物被害補償金 250						
							計	15,504	19,724	△ 4,220	0	3,575	11,929		

給 与 費 明 細 書

特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	扶養手当	通勤手当				計
本年度	区 長	1		7,582	2,237 2.95	0		9,819	2,172	11,991	
	協議会構成員	8	17,866					17,866		17,866	
	計	9	17,866	7,582	2,237 2.95	0	0	27,685	2,172	29,857	
前年度	区 長	1		7,618	2,248 2.95	0		9,866	2,167	12,033	
	協議会構成員	9	20,196					20,196		20,196	
	計	10	20,196	7,618	2,248 2.95	0	0	30,062	2,167	32,229	
比 較	区 長	0	0	△ 36	△ 11 0.00	0	0	△ 47	5	△ 42	
	協議会構成員	△ 1	△ 2,330	0	0 0.00	0	0	△ 2,330	0	△ 2,330	
	計	△ 1	△ 2,330	△ 36	△ 11 0.00	0	0	△ 2,377	5	△ 2,372	

協議第 6 号

合併特例区終了後の特例区事業について

富合町合併特例区事業

番号	事業名	担当班 (特例区事務局)	実施主体	実施主体事務局 (該当のみ)	今後の 開催予定
1	富合町体育祭	まちづくり班	体育協会		H24年11月
2	富合町駅伝大会	まちづくり班	体育協会		H24年12月
3	富合町成人式	まちづくり班	合併特例区		H25年1月
4	富合町文化祭	まちづくり班	文化協会		H24年11月
5	健康祭	保健福祉班	合併特例区		H24年11月
6	産業祭	産業振興班	産業祭実行委員会	産業振興班	H24年11月
7	富合ふるさと祭り	産業振興班	ふるさと祭り実行委員会	富合商工会	H24年8月 H25年8月
8	高齢者学級 (さわやか学級)	まちづくり班	合併特例区		H23年4月～24年3月 H24年4月～25年3月 H25年4月～10月5日
9	保健事業	保健福祉班	合併特例区		H24年6～8月 H25年6～8月

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合町体育祭	担当班名	まちづくり班
H23年度予算額	350千円	H22年度決算額	332千円
事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例区支出額 350千円 ※補助金(助成金) <input checked="" type="checkbox"/> <li style="padding-left: 20px;">(内訳 富合町体育協会活動補助金 350千円) ・ 自主財源 0千円 ・ その他 		
事業実施主体	熊本市富合町体育協会	※補助(助成)対象団体名	熊本市富合町体育協会
目的及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民相互の親睦を深め、健康で明るく豊かなまちづくりを目的とする。 ・ 平成22年度 17種目 ・ 参加者 延べ1,800人 		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃止 ② 継続(実施主体:熊本市富合町体育協会) 3 その他() 		
方針案の理由	○現在も熊本市富合町体育協会が主催し、富合地域の体育祭として、継続していきたいとの住民の意向も強い。		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>体育協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立</u> 現在は、まちづくり班が事務局として、協会の運営を行っている。 ○<u>体育祭に必要なスタッフの確保</u> 現在は、前日の会場設営や当日の進行の業務のため、合併特例区事務局職員を派遣している。 ○<u>事業費の確保</u> 現在は、合併特例区補助金のみで実施している。 		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○合併特例区終了後の熊本市校区体育協会運営事業助成金(スポーツ振興課)有り。 校区体育協会運営助成 約9万円 ※校区体育祭を実施した場合、運営助成に加え、校区体育祭開催等事業助成として、3万円が交付される。 		

合併特例区終了までの計画（スケジュール）	年度	期間	進捗管理	進捗
	平成23年度	10-12月	平成23年度富合町体育祭(中止) 中止理由:小中学校校舎耐震化工事のため。	
			平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年12月6日 富合町体育協会の役員(会長、副会長3名、常任理事3名)と、合併特例区終了後の体育祭の方針案と課題について協議。 合併特例区終了後も、体育祭継続の意向を確認。 【課題について】 ○ <u>体育協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立</u> 現在、経理事務や体育祭の準備等も主に、まちづくり班が事務局として行っているため、24年度内を目処に事務局体制の確立について、継続協議していくこととした。 ○ <u>体育祭に必要なスタッフの確保</u> ボランティアによる運営について継続協議していく。	
		1-3月		
	平成24年度	4-6月	体育協会総会(5月予定)	
		7-9月		
		10-12月	平成24年度富合町体育祭(11月予定)	
		1-3月		
	平成25年度	4-6月	体育協会総会(5月予定)	
		7-9月		
10月5日まで				

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合町駅伝大会	担当班名	まちづくり班
H23年度予算額	275千円	H22年度決算額	142千円
事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例区支出額 275千円 ※補助金(助成金) <input checked="" type="checkbox"/> <li style="padding-left: 20px;">(内訳 富合町体育協会活動補助金 275千円) ・ 自主財源 0千円 ・ その他 		
事業実施主体	熊本市富合町体育協会	※補助(助成)対象団体名	熊本市富合町体育協会
目的及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富合地域住民のスポーツの振興を図り、走るにより強靱な体力と精神力、特に困難を克服する気力と根気を養うことを目的とする。 ・ 富合町内一円 10区間(18.3km) ・ 参加チーム 約20チーム 		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃止 ② 継続(実施主体:熊本市富合町体育協会) 3 その他() 		
方針案の理由	○現在も熊本市富合町体育協会が主催し、継続していきたいとの住民の意向も強い。		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>体育協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立</u> 現在は、まちづくり班が事務局として、協会の運営を行っている。 ○<u>駅伝大会に必要なスタッフの確保</u> 現在は、当日の進行の業務のため、合併特例区事務局職員及び公用車を派遣している。 ○<u>事業費の確保</u> 現在は、合併特例区補助金のみで実施している。 		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○合併特例区終了後の熊本市校区体育協会運営事業助成金(スポーツ振興課)有り。 校区体育協会運営助成 約9万円 ※駅伝大会は、校区体育祭開催等事業助成の対象とならない。 		

年度	期間	進捗管理	進捗
平成 23年度	10-12月	<p>平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。</p> <p>第43回富合町駅伝大会(平成23年12月4日)</p> <p>平成23年12月6日 富合町体育協会の役員(会長、副会長3名、常任理事3名)と、合併特例区終了後の駅伝大会の方針案と課題について協議。 合併特例区終了後も、駅伝大会継続の意向を確認。 【課題について】 ○<u>体育協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立</u> 現在、経理事務や駅伝大会の準備等も主に、まちづくり班が事務局として行っているため、24年度内を目処に事務局体制の確立について、継続協議していくこととした。 ○<u>駅伝大会に必要なスタッフの確保</u> 43回駅伝大会は、ボランティアによる運営や公用車の使用も最小限で実施。今後も、ボランティアによる運営について継続協議していく。</p>	計画どおり
	1-3月		
平成 24年度	4-6月	体育協会総会(5月予定)	
	7-9月		
	10-12月	第44回富合町駅伝大会(12月予定)	
	1-3月		
平成 25年度	4-6月	体育協会総会(5月予定)	
	7-9月		
	10月5日 まで		

合併特例区終了までの計画(スケジュール)

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合町成人式	担当班名	まちづくり班	
H23年度予算額	260千円	H22年度決算額	160千円	
事業費内訳	・ 特例区支出額 260千円 ※補助金(助成金) <input type="checkbox"/> (内訳 消耗品費109千円、食料費20千円、印刷製本費131千円) ・ 自主財源 0千円 ・ その他			
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助(助成)対象団体名		
目的及び内容	・ 富合町の新成人者を対象に開催する。大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励まし、成人としての自覚を促すことを目的とする。 ・ 新成人が、式の進行を担う。(司会、受付、ピアノ伴奏、新成人の主張発表、交通安全宣言、新成人代表謝辞、茶話会進行等)			
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	1 廃止 ② 継続(実施主体: 校区自治協議会) 3 その他()			
方針案の理由	○生まれ育った富合町で成人式を行うことで、旧友との再会を契機に、新成人が郷土で過ごした思い出を語らうことで、郷土への愛着や貢献を確認し合う、意義ある場となっている。 ○新成人を対象に実施したアンケートの結果においても、今後も富合町内独自の成人式開催を希望する意見が圧倒的であった。			
課題	○地域団体への移行 校区自治協議会の設立。 ○事業費の確保 ホール等の使用料の負担が新たに生じる。			
特記事項	○他校区の実施状況(旧城南町と旧植木町を除く、80校区)			
	校区名	主催団体	会場	
	芳野	社会福祉協議会	地域コミュニティセンター	免除
	高橋	高橋地域公民館	小学校体育館	免除
	川尻	川尻校区公民館(地域公民館の連合体)	小学校体育館	免除
	泉ヶ丘	校区自治協議会・泉ヶ丘校区公民館(地域公民館の連合体)	校区公民館	無料
	託麻東	婦人会	地域コミュニティセンター	2,000円
春竹	春竹地域公民館	地域コミュニティセンター	免除	
○「熊本市富合ホール使用料の減免に関する要綱」に基づき、市共催となれば減免の対象としての取扱いが可能になることも考えられる。				

年度	期間	進捗管理	進捗
平成 23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年12月7日 校区自治協議会設立検討委員会役員と、合併特例区終了後の成人式の方針案と課題について協議。 【課題について】 ○ <u>地域団体への移行</u> ひとつの団体が主催となるより、設立予定の校区自治協議会で行うのが望ましいとの意見で一致した。 校区自治協議会設立検討委員会で、校区自治協議会で行う事業として審議を行うとの回答を得た。	
	1-3月	平成24年富合町成人式(平成24年1月8日)	計画どおり
平成 24年度	4-6月		
	7-9月		
	10-12月		
	1-3月	平成25年富合町成人式	
平成 25年度	4-6月		
	7-9月		
	10月5日 まで		

合併特例区終了までの計画（スケジュール）

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合町文化祭	担当班名	まちづくり班
H23年度予算額	335千円	H22年度決算額	293千円
事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例区支出額 270千円 ※補助金(助成金) <input checked="" type="checkbox"/> <li style="padding-left: 20px;">(内訳 富合町文化協会補助金 270千円) ・ 自主財源 千円 ・ その他 県文化協会補助金：65千円 		
事業実施主体	富合町文化協会	※補助(助成)対象団体名	富合町文化協会
目的及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富合地域に息づく伝統や文化の継承と、地域住民の生み出す新しい文化振興を目的とする。 ・ 町内で活動する各種文化団体が、踊りや演奏、生花、絵画など1年間の活動の成果を発表・展示する。 		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃止 ② 継続(実施主体:富合町文化協会) 3 その他() 		
方針案の理由	○現在も文化協会の主催であり、富合地域の芸術文化の継承と振興のため継続する。		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○文化協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立 現在は、まちづくり班が事務局として、協会の運営を行っている。 ○事業費の確保 ホール等の使用料の負担が新たに生じる。 		
特記事項	○「熊本市富合ホール使用料の減免に関する要綱」に基づき、市共催となれば減免の対象としての取扱いが可能になることも考えられる。		

合併特例区終了までの計画（スケジュール）	年度	期間	進捗管理	進捗
	平成23年度	10-12月	<p>第45回富合町文化祭(平成23年11月3日～4日)</p> <p>平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。</p> <p>平成23年11月30日 富合町文化協会の役員(会長、事務局長、庶務会計)と、合併特例区終了後の文化祭の方針案と課題について協議。 合併特例区終了後も、文化祭継続の意向を確認。 【課題について】 ○文化協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立 現在、経理事務等については協会役員が執行しているが、まちづくり班で、決算書作成等の補助事務を行っている。 文化祭の企画・運営も協会が行なっているが、プログラム作成等の一部をまちづくり班で行っている。 まちづくり班が行っている事務の引継について、今後も継続協議していく。</p>	計画どおり
		1-3月		
	平成24年度	4-6月	文化協会総会(4月予定)	
		7-9月		
		10-12月	第46回富合町文化祭(平成24年11月3日～4日)	
		1-3月		
	平成25年度	4-6月	文化協会総会(4月予定)	
		7-9月		
		10月5日まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	健康祭	担当班名	保健福祉班
H23年度予算額	693千円	H22年度決算額	651千円
事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例区支出額 693千円 ※補助金(助成金<input type="checkbox"/>) <li style="padding-left: 20px;">(内訳報償費 380千円 需用費 92千円 役務費 221千円) ・ 自主財源 千円 ・ その他 千円 		
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助(助成)対象団体名	
目的及び内容	<p>旧富合町では、健康・文化・産業の発展を基礎とする健康なまちづくりを目指して町民みんなが健康づくりに対する認識を深め、健康づくりの輪を広げる機会として開催してきた。合併特例区ではその意義を継承し開催してきたものである。</p>		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	<p>1 廃止 2 継続(実施主体:) 3 その他()</p>		
方針案の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市では「健康フェスティバル」を毎年10月に開催しており、健康相談や骨密度測定、介護、国民健康保険コーナーなどの催し物が実施され健康祭と重複する行事内容が多く、合併特例区終了後も富合地区だけでイベントを実施していく意義が薄れてくるものと思われる。 ・関連行事のグラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会への賞品提供も廃止する。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・健康祭は富合地区住民の健康に対する意識向上のために資してきた点は少なくないと考えられ、健康祭廃止以降も南区役所の管内として、健康教育や健康くまもと21などの活動を通じて引き続き啓発に努め、健診受診率の維持など住民の健康づくりへの意識を保つことが重要である。 ・健康フェスティバルは熊本市の中心地で開催されるため、富合地区からの来場者の減少が懸念される。 		
特記事項			

合併特例区終了までの計画（スケジュール）	年度	期間	進捗管理	進捗
	平成23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年度健康祭（平成23年11月23日実施）	計画どおり
		1-3月		
	平成24年度	4-6月		
		7-9月		
		10-12月	平成24年度健康祭	
		1-3月		
	平成25年度	4-6月		
		7-9月		
		10月5日まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合町産業祭	担当班名	産業振興班
H23年度予算額	545千円	H22年度決算額	529千円
事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例区支出額 300千円 ※補助金(助成金) <input type="checkbox"/> <li style="padding-left: 20px;">(内訳 産業祭負担金) ・ 自主財源 千円 ・ その他 宇城農協負担金245千円 		
事業実施主体	富合町産業祭実行委員会	※補助(助成)対象団体名	富合町産業祭実行委員会
目的及び内容	町の基幹産業である農産物のPRと消費拡大を推進するとともに、郷土の特産品等の販路拡大を図る。		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	① 廃止 ② 継続(実施主体:) ③ その他()		
方針案の理由	毎年9月に下北地区JA祭が下北営農生活センターで行われており、メインは農業機械の展示販売だが産業祭と重複する部分もある。農産物直売所も5年前にオープンして順調に運営されていることから開催の意義は薄れている。		
課題	農産物を出展する人にとって、産業祭の品評会で自分の農産物がどのような評価を受けるのか楽しみとなっている。今後は直売所等で品評会を開催することはできないかJA宇城と協議を進める。		
特記事項			

合併特例区終了までの計画（スケジュール）	年度	期間	進捗管理	進捗
	平成23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 産業祭実施（平成23年11月23日実施）	計画どおり
		1-3月	1月26日産業祭実行委員会開催。特例区終了後の産業祭について、事務局案として廃止とすることを説明し、概ね了承。今後は自治協議会が主になり産業祭を開催することや、南区としての産業祭を検討してもいいのではないか等の意見が出た。JA下北宮農生活センターとの協議では、JA祭や直売所で野菜の品評会が開催できないか協議したが、現段階ではJAとしては開催できないとの事であった。	
	平成24年度	4-6月		
		7-9月	産業祭実行委員会開催	
		10-12月	産業祭開催	
		1-3月	産業祭実行委員会開催（決算確認、解散）	
	平成25年度	4-6月		
		7-9月		
		10月5日まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合ふるさと祭り	担当班名	産業振興班
H23年度予算額	4,034千円	H22年度決算額	3,919千円
事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例区支出額 2,496千円 ※補助金(助成金) <input checked="" type="checkbox"/> <li style="padding-left: 20px;">(内訳 ふるさと祭り事業補助金) ・ 自主財源 千円 ・ その他 広告スポンサー 1,538千円 		
事業実施主体		※補助(助成)対象団体名	富合ふるさと祭り実行委員会
目的及び内容	富合の住民が一同に会し、住民相互の融和と郷土愛を育み地域の更なる発展に寄与することを目的とする。ステージショー、バザー、花火大会等		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	1 廃止 ② 継続(実施主体: ふるさと祭り実行委員会) 3 その他()		
方針案の理由	地域の連帯感やふるさとを愛する心を育み、地域の発展を図るために継続する。		
課題	○実行委員会事務局体制の確立 富合商工会が実行委員会事務局を担っているが負担が大きい。 ○事業費の確保 経費削減と地区負担等について検討が必要。 ○運営スタッフの確保 商工会役員と特例区事務局職員が準備から当日の運営を担っているため、地域の各団体による役割分担が必要		
特記事項	円滑に継続するためにふるさと祭り運営マニュアルを作成する。		

合併特例区終了までの計画（スケジュール）	年度	期間	進捗管理	進捗
	平成 23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
		1-3月	1月27日ふるさと祭り実行委員会開催。特例区終了後のふるさと祭りについて、事務局案では継続としたことを説明。商工会としては自治協議会が事務局となり祭りを開催していく場合協力していくことが理事会で承認されている。自治協議会を設立し、協議会が主になりふるさと祭りを開催していくことを目指すことが提案された。特例区終了後祭りを開催する場合費用の捻出についても大きな課題として認識された。	
	平成 24年度	4-6月	ふるさと祭り実行委員会	
		7-9月	ふるさと祭り開催（平成24年8月4日予定）	
		10-12月		
		1-3月	ふるさと祭り実行委員会	
	平成 25年度	4-6月	ふるさと祭り実行委員会	
		7-9月	ふるさと祭り開催	
		10月5日 まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	高齢者学級(さわやか学級)	担当班名	まちづくり班
H23年度予算額	1,044千円	H22年度決算額	793千円
事業費内訳	・特例区支出額 1,044千円 ※補助金(助成金) <input type="checkbox"/> (内訳 講師等謝礼金624千円、自動車借上料420千円) ・自主財源 千円 ・その他		
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助(助成)対象団体名	
目的及び内容	・富合公民館において、幅広い学習内容で知識を磨き、暮らしに役立つ講話や実技、館外学習を実施し、高齢者の生きがいをづくりの推進を目的とする。 ・学級生:232名 クラブ:15クラブ ・講演:約6回 館外学習:1回 ステージ発表:1回		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	① 廃止 ② 継続(実施主体:) ③ その他()		
方針案の理由	○高齢者を対象とした主催講座(講演等)を実施する。 ○クラブ活動は、自主講座に移行する。		
課題	○ <u>自主講座の担い手</u> 自主講座として、企画・実施していく人材の養成。 ○ <u>運営費の負担</u> 自主講座であれば、使用料の負担や講師謝礼の負担が生じる。		
特記事項	○高齢者による自主講座活動状況(幸田公民館の場合) クラ ブ 名:茶道、生花、オカリナ、大正琴 活 動:月2回程度 使用料の負担:月額 1,000円~3,000円		

合併特例区終了までの計画（スケジュール）	年度	期間	進捗管理	進捗
	平成23年度	10-12月	<p>平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。</p> <p>平成23年12月16日 さわやか学級・クラブ代表者（19名）と、合併特例区終了後の方針案と課題について協議。 学級生の意見も聞きながら場合によっては、24年度末をもって廃止になることも有り得ることを説明。</p> <p>【課題について】 ○自主講座の担い手や運営費の負担 自主講座へ移行すれば、使用料や講師謝礼金の負担が生じることを説明。 （出席者からの要望） ○「さわやか学級だより」（毎月発行）等で、周知徹底して欲しい。 ○実際に自主講座として活動している団体の活動内容を聞ける場を設けて欲しい。 ※廃止期限については、25年度予算編成時（24年9月）までに決定。 要望に応えるため、説明の場を設けることとした。</p>	
		1-3月		
	平成24年度	4-6月		
		7-9月		
		10-12月		
		1-3月		
	平成25年度	4-6月		
		7-9月		
		10月5日まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	保健事業	担当班名	保健福祉班
H23年度予算額	4,635千円	H22年度決算額	4,039千円
事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例区支出額 4,635千円 ※補助金(助成金) <input type="checkbox"/> <li style="padding-left: 20px;">(内訳 委託料 4,635千円) ・ 自主財源 千円 ・ その他 千円 		
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助(助成)対象団体名	
目的及び内容	富合地区住民の生活習慣病予防対策の一環としてがん検診、腹部超音波検診並びに特定検診を同一日に実施することで住民の利便を図り検診率の向上を目的とするもの。		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃止 2 継続(実施主体:) 3 その他() 		
方針案の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併後、がん検診項目数は合併前と同様であり、また市内の委託医療機関において、受診が可能となったことで受診の機会は増加している。 ・ 腹部超音波検診は健康増進法に基づく「がん検診実施のための指針」に定められていない。 ・ 骨密度測定は、熊本市健康フェスティバルでも実施している。 ・ 受診項目は、廃止後も変わらない。 ・ 廃止後は、各校区ごとに検診車が巡回し、実施する。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の利便性を引き続き確保するため、複合検診の機会を設ける。 ・ 受診率の低下が懸念されるところであり、市全体の課題として取り組む必要がある。 		
特記事項			

合併特例区終了までの計画（スケジュール）	年度	期間	進捗管理	進度
	平成23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
		1-3月		
	平成24年度	4-6月	ふるさと総合健診 腹部超音波検診（複合検診時）	
		7-9月	腹部超音波検診（胃がん検診時）	
		10-12月		
		1-3月		
	平成25年度	4-6月	ふるさと総合健診 腹部超音波検診（複合検診時）	
		7-9月	腹部超音波検診（胃がん検診時）	
		10月5日まで		

行事予定表（平成24年2月10日～3月9日）

富合町合併特例区・富合総合支所

日	曜	時間	区長	行事（業務）	場所
10	金	9:30	○	合併特例区協議会定例会	アスパル・研修室
11	土			建国記念の日	
12	日				
13	月				
14	火			定期事務監査（総合支所：～3月2日）	富合総合支所
15	水				
16	木				
17	金				
18	土				
19	日			第1回熊本城マラソン	熊本城周辺
20	月				
21	火				
22	水			特例区工事監査	富合総合支所
23	木	8:30～20:00 17:15		資源ごみ拠点回収日 保険料夜間相談窓口の開設	総合支所横 1階第2会議室
24	金	17:15		保険料夜間相談窓口の開設	1階第2会議室
25	土				
26	日				
27	月	午前中		合併特例区例月出納検査	応接室
28	火				
29	水				
3 月					
1	木				
2	金				
3	土				
4	日				
5	月				
6	火				
7	水	13:30	○	嘱託員会議	アスパル・研修室
8	木				
9	金				
備考	<p style="text-align: center;">平成23年度定期監査 2月14日（火）～3月2日（金）：富合総合支所 平成23年度定期監査 3月2日（金）～6日（火）：富合町合併特例区 平成23年度工事監査 2月22日（水）：富合町合併特例区 熊本市議会平成24年第1回定例会：2月24日（金）～3月21日（水） 所得税・住民税申告受付：2月27日（月）～3月2日（金）</p>				